

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定(保険福祉課)	一	○事業者の指定(障害福祉課)	八
○右同	二	○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	八
○救急病院の申出の撤回(医務課)	三	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	八
○救急病院の認定(医務課)	三	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(中小企業課)	八
○貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項の規定に基づく登録の取消し(中小企業課)	三	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(中小企業課)	九
○土地改良事業の施行同意(耕地課)	三	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	九
○右同	四	○特定調達契約に係る落札者等の公示(出納局総務課)	一〇
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	四	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(警察本部運転免許課)	一〇
○市街地再開発組合の解散認可(都市計画課)	四		
○児童福祉法に基づく指定居宅支援	八		
○県職員の給与等の公表(人事課)	五		
○児童福祉法に基づく指定居宅支援	八		

告示

奈良県告示第四百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
みらの介護 有限会社	天理市二階堂上ノ庄町一七三―六八	みらの介護 サービス	天理市二階堂上ノ庄町一七三―六八	訪問介護	平成十六年十二月一日
有限会社や わらぎケア	北葛城郡王寺町畠田六―一〇―八	居宅介護支援 事業所や わらぎケア	北葛城郡王寺町畠田六―一〇―八	居宅介護支援事業	平成十六年十二月一日
有限会社ケ アーセンタ ーフォー、 ユ―	宇陀郡御杖 村土屋原一 四四	有限会社ケ アーセンタ ーフォー、 ユ―	宇陀郡御杖 村土屋原一 四四	訪問介護	平成十六年十一月十五日

株式会社すまいる	株式会社楽園	株式会社とらい・あぐる	有限会社とらいあぐる	有限会社かいんど	有限会社かいんど	有限会社かいんど	株式会社すまいる	株式会社楽園	株式会社とらい・あぐる	有限会社とらい・あぐる	有限会社とらい・あぐる
香芝市上中五二七一一	葛城市南花内二八八一	宇陀郡榛原町榛見が丘一〇一四一	檀原市北八木町一〇六一二〇	吉野郡下市町大字下市八五二一一	吉野郡下市町大字下市八五二一一	吉野郡下市町大字下市八五二一一	生駒郡斑鳩町法隆寺南	葛城市南花内二八八一	磯城郡田原本町千代八三九一六	檀原市北八木町一〇六一二〇	吉野郡下市町大字下市一七四一一
デイサービスセンター	株式会社楽園	グループホーム葵	介護センターとらいあぐる	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	通所介護	株式会社楽園	介護センター	介護センター	訪問介護ステーション
大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六	大和高田市本郷町七一六
平成十六年十一月十五日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月二十一日	平成十六年十一月二十一日	平成十六年十一月二十一日	平成十六年十一月十五日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月十五日

株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ
檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇	檀原市西新堂町一〇〇
株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター	株式会社ヨシダ訪問介護センター
大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇	大和高田市幸町二一〇
平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十六年十二月一日

奈良県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年十二月十七日

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
加藤クリニック	香芝市穴虫一〇五五―一	訪問看護及び居宅療養管理指導	平成十六年十二月一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百四十一号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	申出撤回日
独立行政法人国立病院機構奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目五〇番一 号	平成十六年十一月三十日

奈良県告示第四百四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	認定が効力を有する期限
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目五〇	平成十九年十一月三十日

番号

奈良県告示第四百四十三号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 被処分者

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
カツラギクレ ジツト	太宰 耐三	北葛城郡広陵町大字沢五 〇一 番地一 エスポワ ール 広陵三一 一	奈良県知事 （二）第〇 一一〇五号	平成十五年 十一月七日

二 処分年月日

平成十六年十二月十日

奈良県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十二月十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
奈良市長	水と農地活用促進事業（ため池整	平松今池地区

鍵田 忠兵衛	(備)

奈良県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十二月十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

協議者 室生村長 奥本 昇	事業名 水と農地活用促進事業（農道整備）	地区名 滝之尾地区
---------------------	-------------------------	--------------

奈良県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 天理環状線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員のメートル	延長のメートル	備考

5	1
天理市前栽町二二七番 九先まで	天理市前栽町二二七番 三先から
後	前
一・一 一	二・七 九・一
二九一・八	二九一・八

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年十二月十七日

奈良県告示第四百四十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、次のとおり王寺駅前久度地区中央街区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 市街地再開発組合の名称
王寺駅前久度地区中央街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成十一年三月二十六日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
北葛城郡王寺町久度二丁目の一部
- 四 事務所の所在地
北葛城郡王寺町久度二丁目七番一八号
- 五 設立認可の年月日
平成十一年三月二十六日
- 六 解散認可の年月日
平成十六年十二月七日

公 告

県職員の給与等について、広く県民の皆様にご理解いただくため、そのあらましを次
のとおり公表します。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

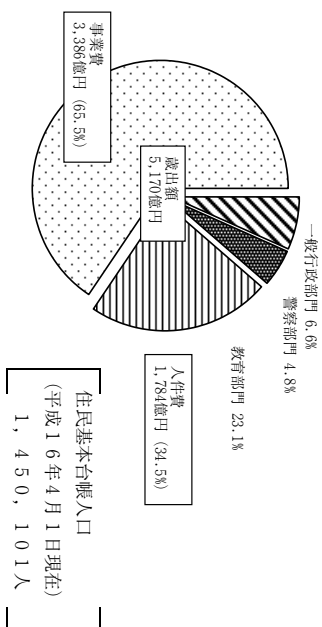
奈良県職員の給与等について

奈良県職員の給与等の実態について、広く県民の皆様にご理解していただくため、そのあら
ましをお知らせします。

本県職員の給与は、人事委員会が毎年4月1日現在で民間事業所の給与実態や物価、生計
費等を調査し、その結果に基づいて行う報告及び勧告を受け、議会の審議を経て、条例等
で定めることになっています。

なお、現在、人件費総額を抑制するため、知事等特別職を含む職員の給料等について、2
%から1.0%までの減額を行っています。(平成15年度～17年度実施)

1 人件費の状況 (平成15年度普通会計決算)



(注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金及び災害補償
費等です。

2 職員給与費の状況 (平成16年度普通会計当初予算)

職員数 (A)		17,420 人 (4人)	
給料	832 億円	61.9%	
職員手当	162 億円	12.1%	
期末・勤続手当	350 億円	26.0%	
計 (B)	1,344 億円	100.0%	
一人当たり給与費 (B/A)	7,715 千円		

- (注) 1 特別職に支給される給与及び報酬は含まれていません。
2 職員手当には、退職手当は含まれていません。
3 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成16年4月1日現在)

一般行政職	364,134円 (43.9歳)	(国の職員：327,555円 (40.2歳))
警察職	358,253円 (42.0歳)	(国の職員：342,872円 (42.2歳))
小・中教育職	408,419円 (45.7歳)	
高校教育職	407,108円 (44.4歳)	

4 職員の初任給及び経年数別平均給料月額の状況 (平成16年4月1日現在)

職種	経年数	初任給	採用2年経過給料月額	経年数別平均給料月額		
				10年経過	15年経過	20年経過
一般行政職	大学卒	173,852	186,396	273,121	333,219	386,205
	高校卒	140,434	151,214	224,021	277,894	333,159
警察職	高校卒	160,034	173,852	245,294	288,935	346,261
	小・中教育職	194,040	208,152	318,829	361,836	403,366
高校教育職	大学卒	194,040	208,152	323,347	370,595	410,557

5 一般行政職の職別職員数の状況 (平成16年4月1日現在)

級	標準的な職務区分	職員数 (人)	構成比 (%)	(参考) 構成比 (%)	
				1年前	5年前
11級	部長	12	0.3	0.3	0.3
10級	部次長	23	0.5	0.6	0.5
9級	困難業務の課長	62	1.4	1.5	1.3
8級	本庁課長 大規模出先の長	527	12.3	11.8	11.2
7級	主出先の長 困難課長補佐等	946	22.1	21.5	19.9
6級	課長補佐 出先の課長 困難係長等	1,184	27.7	27.6	22.1

級	係長・主査	一般職員	合計
5級	534		534
4級	469		469
3級	299	187	486
2級		34	34
1級			
合計	4,277	34	4,311

(注) 1 一般行政部門、警察部門、教育部門の行政職給料表適用者の級区分による職員数

です。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

6 職員手当の状況 (平成16年4月1日現在)

手当名	本 県	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,500円 配偶者以外の二人目まで 6,000円 扶養親族でない配偶者が有る場合の一人目 6,500円 配偶者が無い場合の一人目 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定年輪加算額 5,000円 	本県と同じ。
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の利用者 通勤定期券又は回数券等による運賃等相当額を支給 但し、1ヶ月あたりの支給限度額は55,000円 交通用具の利用者 自動車以外の交通用具の利用者 通勤距離により2,500円～10,500円を支給 自動車の利用者 通勤距離により3,100円～37,500円を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の利用者 本県と同じ。 交通用具の利用者 自動車等交通用具の利用者 通勤距離により2,000円～24,500円を支給

住居手当	・借家・借間の場合 27,000円を上限に支給 ・自宅の場合 4,300円を支給	・借家・借間の場合 本県と同じ。 ・自宅の場合 1,000円を支給 (新築・購入から5年までは、 2,500円を支給)
期末手当 (一般職員の場合)	期末手当 6月期 1.40月分 (0.70月分) 12月期 1.60月分 (0.35月分) 計 3.00月分 1.4月分 計 (1.60月分) (0.70月分)	勤働手当 6月期 1.40月分 (0.35月分) 12月期 1.60月分 (0.35月分) 計 3.00月分 1.4月分 計 (1.60月分) (0.70月分)
勤働手当	6月期 1.40月分 (0.70月分) 12月期 1.60月分 (0.35月分) 計 3.00月分 1.4月分 計 (1.60月分) (0.70月分)	本県と同じ。

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

7 退職手当の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高支給限度
自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
勤奨・定年	28.0875月分	43.335月分	60.99月分	60.99月分

(国の職員と同じ支給率になっています。)

8 特別職の報酬等の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	報酬月額
知事	1,162,800円	議長	1,008,000円
副知事	957,600円	副議長	881,000円
出納長	827,450円	議員	813,000円
期末手当の支給割合	6月期 1.60月分	12月期	1.70月分
		計	3.30月分

9 定員の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数		平成16年職員数の主な増減理由
	平成15年	平成16年	平成15年	平成16年	
一般事務部局	3,532 (4)	3,514 (2)	△9 (△2)	△18 (△2)	(減員)業務執行体制の見直し (農林振興事務所、土木事務所等)
知事部局	1,139 (1)	1,129 (2)	△8 (±0)	△10 (+1)	(増員)食品その他の安全に関する体制整備 新長期ビジョン策定事務局の設置
事立病院	1,319 (0)	1,323 (1)	23 (1)	4 (+1)	(増員)C病棟及び医学部看護学科の開設等
奈良県立大学	37	37	△1	0	
水産局	119	111	△9	△8	(減員)執行体制の見直し
教育委員会事務局	414	407	△8	△7	(減員)執行体制の見直し
その他行政委員会等事務	84 (0)	85	△1 (△1)	1	(増員)執行体制の見直し
教職員	11,278 (2)	11,182 (2)	△94 (△10)	△96 (±0)	(減員)児童・生徒数の減等
警察官以外の職員	360	358	△4	△2	(減員)執行体制の見直し
警察官	2,286	2,321	30	35	(増員)政令定数の増
計	20,568 (7)	20,467 (7)	△81 (△13)	△101 (±0)	

(単位：人)

(注) 1 職員数は、条例定数によります。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

(職員数平成16年欄の計7人のうち普通会計予算分は4人、その他は3人です。)

10 定員適正化計画及び進捗状況

(単位：人)

区分	定員適正化計画 (04年度～16年度)	職員数 (各年4月1日現在)				増減(④-①)
		平成13年 ①	平成14年 ②	平成15年 ③	平成16年 ④	
知事部局等の職員	△150	7,116	7,021	7,004	6,964	△152
教職員	△200	11,506	11,372	11,278	11,182	△324
計	△350	18,622	18,393	18,282	18,146	△476

「知事部局等の職員」……教職員・警察官を除く全部局の職員

(参考) 奈良市在住の本県職員(一般行政職)の一月当たり給与収入は、次のようになります。
(年齢4歳の保身級で、家族構成が配偶者・子ども二人の職員をモデルにしています。)

給料	384,944円
扶養手当	25,500円
調整手当	12,313円
住居手当	4,300円
超過勤務手当	28,593円
合計	455,650円
社会保険料等	51,507円
所得税・住民税	29,720円
差引手取額	374,423円

- (注) 1 住居手当は、自宅の場合の手当額です。
 2 超過勤務手当は、10時間の勤務実績があった場合の手当額です。
 3 住民税は、前年所得を基礎として算出し、毎月給与から控除しています。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人飛 鳥	高市郡明日香村 岡一一二八一二	障害者生活 支援センタ ーあすか	高市郡明日香 村岡一一二八 一二	居宅介護	平成十六 年十二月 十六日

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人飛 鳥	高市郡明日香村 岡一一二八一二	障害者生活 支援センタ ーあすか	高市郡明日香 村岡一一二八 一二	居宅介護	平成十六 年十二月 十六日

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人飛 鳥	高市郡明日香村 岡一一二八一二	障害者生活 支援センタ ーあすか	高市郡明日香 村岡一一二八 一二	居宅介護	平成十六 年十二月 十六日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により王寺町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミヤ王寺店

所在地 北葛城郡王寺町王寺二丁目六番二二号

二 王寺町から聴取した意見の概要

歩行者等の通行を阻害することがないよう安全な通行を保持するため、適切な措置を講じられたい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年十二月十七日から平成十七年一月十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月十七日から平成十七年四月十八日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン橿原香久山店

所在地 橿原市膳夫町五三二の一

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分まで

三 届出年月日

平成十六年十二月七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年十二月十七日から平成十七年四月十八日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十二月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年九月十五日第七四一八七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十日第六一四三三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十日第三五一一三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市小瀬町九四一番地ノ六九、九七二番地ノ一、九七二番地ノ一四、九七二番地ノ一五、九七二番地ノ一六、九七二番地ノ一七、九七二番地ノ一八、九七二番地ノ一九、九七二番地ノ二〇、九七二番地ノ二二、九七二番地ノ二二、九七二番地ノ二三、九七二番地ノ二四、九七二番地ノ二五、九七二番地ノ二六、九七二番地ノ二七、九七二番地ノ二八、九七二番地ノ二九、九七二番地ノ三〇、九七二番地ノ三一、九七二番地ノ三二、九七二番地ノ三三、九七二番地ノ三四、九七二番地ノ三五、九七二番地ノ三六、九七二番地ノ三七、九七二番地ノ三八、九七二番地ノ三九、一五六三番地、一五六四番地、一五六五番地、一五六六番地及び一五六七番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市七条西町二丁目八九九番地ノ一

株式会社さやか 代表取締役 内海武正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小瀬町九四一番地ノ六九、九七二番地ノ一、九七二番地ノ三七、九七二番地ノ三八、一五六三番地、一五六四番地、一五六六番地及び一五六七番地の一部

公園 生駒市小瀬町九七二番地ノ二二

下水道 生駒市小瀬町九四一番地ノ六九、九七二番地ノ一、九七二番地ノ三七、九七二番地ノ三八、一五六三番地、一五六四番地及び一五六七番地の各一部

緑地 生駒市小瀬町一五六五番地

公園 生駒市小瀬町九七二番地ノ二二

水路 生駒市小瀬町九七二番地ノ三九

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年12月17日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県立医科大学附属病院 フラットパネル型X線テレビ装置一式の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県出納局総務課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年12月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社島津製作所関西支社
大阪市北区芝田1-1-4
- 5 落札金額 46,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年10月26日

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第136号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年12月17日

奈良県公安委員会
委員長 西 口 廣 宗

- 1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）
 - (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）
 - (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）
 - (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大自二）
 - (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）
 - (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査（牽引^{けんいん}）
 - (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）
 - (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）
- 2 実施日時及び審査項目
 - (1) 実施日時
平成17年11月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 審査項目
技能検定員審査及び教習指導員審査
- 3 実施場所
奈良県橿原市常本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

- 4 携行品
運転免許証、鉛筆及び消しゴム
- 5 申請手続及び受付期間
 - (1) 審査申請書の交付
奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において交付する。
また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書し、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることもできる。
 - (2) 申込み方法
審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をちよう付した上、直接、運転免許課に提出すること。この際、受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる運転免許証を提示すること。
なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者にあつては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。
 - (3) 受付期間
平成17年1月4日（火）から同月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 6 審査手数料
奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。
- 7 その他
申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

